



1

2000年以降、財政学の教科書に、新しい意欲的な試みが現われている。2003年の『Basic現代財政学』（有斐閣）。これは、重森暁・鶴田廣巳・植田和弘の三氏編で、13人の研究者による共同執筆である。そして2005年の『財政学』（有斐閣）。これは金澤史男氏編で、15人が執筆に参加している。本書『現代の財政』は、これらの著作に触発され、立命館大学教授内山昭氏を編者に、浅田孝史、東郷久、桑田但馬、三好ゆう氏ら5人の研究者が、4年間かけて書き上げたものである。

本書の構成は、「プロローグ 現代財政へのアプローチ」、「第1部 現代財政のスケッチ」、「第2部 租税と公債」、「第3部 現代財政の役割と課題」、「エピローグ」に分けられ、本文は15章から成っている。

本書の成り立ちとその成果については、「税制研究」第50号（06年8月）に、編者の内山昭氏みずからによる詳細な説明がある。そこでは「マルクス経済学的財政学の新しい体系を提示できた」との自負も見られる。すなわち、（1）「現代財政の機能論を豊富化」し、（2）「現代財政の本質論に新しい地平が切り開かれた」と。

2

ここでは、上の（1）「現代財政の機能論を豊富化」したという点を取り上げる。

本書でも、一般の財政学教科書と同じく、マズグレイブにならって現代財政の三つの機能、いわゆる資源配分機能、所得再分配機能、経済安定機能の説明から入っている。これらの機能は、「市場の失敗」（市場メカニズムの機能不全を指す）から導き出される政府の役割であるが、本書では、さらに環境保全機能と権力的機能を加えて、全体で五つの機能にし

内山 昭編著

## 『現代の財政』

安藤 実

ている。

新たに加えられた環境保全機能と権力的機能は、ともに資源配分機能のなかに含まれているものである。なぜ、これらの機能を別に取り出したのだろうか。

「環境保全機能」を加えたことについては、その理由を次のように述べている。

…「環境破壊が部分的で局地的な現象であるときには、公害の防止のような個別的な政策対応で可能であり、資源配分機能に含めることができた。」しかし環境破壊が、「地球規模で深刻化し、人類の生存をも脅かしかねない状態となった。」このため「環境保全は国際的に政府の主要な任務の一つとなり、財政の主要機能の一つとされるに至った。」この機能については、また、「持続可能な発展」との関連で、「動学的最適化機能」（井堀利宏氏）の提案がヒントになったことが語られている。

ところで、この新しく取り出された「環境保全機能」を取り扱う本書の「第14章 環境財政と環境税」が、果たしてそれに見合うような内容になっているだろうか。そこでは確かに、環境問題に取り組む国際的な動きについて説明がなされている。

しかし、たとえば国際的な問題として、ODAが環境破壊をもたらすという問題がある。日本のODAの特徴が、経済開発に傾き、経済基盤整備に重点がおかれてきただけに見過ごせない問題である。この点についての本書の説明を見ると、日本政府が2003年のODA大綱4原則の第一に、「環境保全と開発」を掲げていることを理由に、「我が国のODAは途上国の経済開発に対して環境保全の一翼になっている」と、お役所風の説明を掲げているだけである。新しく財政の主要な機能として登場してきたにしては、分析不足の印象を受ける。

### 3

「権力的機能」を新たに加えたことについては、次のように説明している。

…「国防や警察は国家の根源的で独占的な活動であり、軍事力や警察力という権力機構を背景とする。…この働きを単に市場での供給の困難な公共サービスとみなすだけでは明らかに不十分である。」「警察や国防という活動は単なるサービスではなく、権力的活動である。」「軍隊や警察は暴力装置であり、多額の費用がかかる。」「優れて政治的行為である。」「したがって現代財政の説明では防衛費の分析に、地方財政の説明では警察費の分析に、重要な地位を与えねばならない。」

確かに、マスグレイブに従って、防衛を「純公共財」として扱っている財政学教科書は、ほとんど防衛費そのものの分析を欠いている。その意味では、本書がこの問題に正面から立ち向かおうとしているのは評価できる。とはいえ、財政の新しい機能として、「権力的機能」を取り出した根拠が、「権力的」というのであれば、政府の活動の多くは、法律に基づいており、その限りでは強制的性質をもつ。「権力的」を、強制の意に解すれば、「国防や警察」だけではないように思う。「国防や警察」を、マスグレイブにならって財政の資源配分機能、すなわち経費配分の一つとして位置づけたとしても、その分析は可能であろう。

たとえば、『Basic現代財政学』の「第4章 財政のグローバル化」(執筆者は新岡智氏)は、「財政のグローバル化の内容として、軍事・経済援助・政策協調という3つの事象を扱う。財政は資源配分・所得再分配・経済安定化の3つの機能を有しているが、それとの関連では、安全保障への資源配分機能として軍事費を、所得再分配の機能としての政府開発援助を、また経済安定化機能として政策協調を位置づけることができる」という立場で、戦後日本の軍事費を分析している。

一方、本書『現代の財政』では、第11章「国防とODAの財政」(執筆者は内山昭氏)が、軍事費を取り上げている。ここでは当然、「財政の権力的機能」としての分析ということになる。そこで両者を読

み比べてみることにする。

新岡氏の分析…敗戦後の日本再軍備の過程を歴史的に踏まえた上で、日本の軍事費が「独立国の軍事費」といえないことを明確にしている。日本の安全保障がアメリカとの関係で規定され、アメリカの軍部やアメリカの軍需産業に強く影響されてきたことを、軍事基地の問題、すなわち地位協定や思いやり予算、そして戦略から武器調達に到るまで論じている。また、防衛関係費の推移や防衛力整備計画の説明のなかで、80年代の臨調・行革期に、国際関係費に位置づけられた軍事費やODAが優先経費の扱いを受けたことなどが明らかにされている。さらに、軍事を公共財と扱う公共経済学に対しても、それを利用してアメリカが国際的な安全保障を、「国際公共財」と呼んで、日本など各国に「責任分担」を押し付ける論拠にしていることを批判するとともに、現在の日米安保体制とは異なる、アジアの安全保障の枠組みを構想する必要を説いている。

これに対し、内山氏の分析…防衛関係費の大きさから入り、防衛費の経済的性質を説明した後、国際軍事情勢として、第二次大戦後の東西冷戦の時代、集団安全保障の枠組みがつくられ、日本は西側陣営に属し、パクス・アメリカーナの一環として、少ない軍事負担ですんだという。ソ連崩壊後の今日は、ポスト冷戦といいながら、アメリカの軍事行動が絶えず、安定した平和な世界とはいえない。1980年代以降、「経済大国」日本は、軍事力を強化し、軍事費のウエイトが増えている。アメリカが肩代わりを求めている面と、日本みずからの必要もある。多国籍企業化によるアジア等への直接投資の増大が背景にある。軍事費の規模、軍事力の水準、国際的地位、技術・工業力などから見て、日本は軍事大国といえる。96年の日米安保共同宣言・新ガイドラインは、「日本が軍事大国であり、積極的に軍事行動することを宣言」した。軍事大国の実体は整いながらも、憲法第9条という制約がある。

両者を読み比べて評者は、内山氏が量的分析に傾いているのに対し、新岡氏が質的分析に特徴があり、むしろ新岡氏の分析の方が、日本の軍事費の政治的意義や性質に鋭く迫っている、という感想を得てい

## 書 評

る。つまり軍事費を「財政の資源配分機能」の一つとする立場でも、軍事費の分析、その政治的意義や性質を明らかにすることは十分可能ということである。

以上、通例の書評とは違う形になったが、新しい提案に対する評者の態度を示した。

最後に、本書が財政学教科書として教育効果を上げるため、「二段階説明法」などの工夫を凝らしていることに、敬意を表したい。若い学生達に財政問題を理解してもらうことは、財政民主主義を育てる基礎だと思われる。その点で本来、最初に説明される「財政とはなにか」が、巻末の「補論」にまわされていることは、教育効果上いささか疑問に思われる。

(税務経理協会、2006年6月刊・3,200円)

(あんどろ みのもる・静岡大学名誉教授)



小池隆生著

### 『現代アメリカにおける ホームレス対策の成立と展開』 大須 眞治

本書は、アメリカのホームレス対策を系統的に究明したものであるが、研究の契機になったのは日本の山谷であり、研究の成果も日本のホームレス対策である「自立支援法」への示唆を得るものとなっている。

本書での圧巻はなんといっても第4章である。本章では、著者がアメリカで三次にわたって実施したホームレス支援団体関係者へのインタビューが取り上げられている。インタビューにもとづいてアメリカにおけるホームレス対策の問題点が引き出される。アメリカには大規模収容型シェルターと通過施設あるいはその原型となった小規模型緊急シェルターという収容施設の2類型が存在し、それらは処遇面に大きな違いがあることが確認されている。前者は入所者の「自立」が問われることはなく、物理的に劣悪な施設が一時的に開放されているだけであり、棄民収容型として特徴づけられるものである。後者では、利用者規則が多いこと、その内容が細かな点にまで及び、厳格な運用が行われているという特徴があり、入所者に「自立」が期待されるのである。これは貧民矯正型と特徴づけられる。

このような処遇の違いはあってもそれらはいずれも個人主義的貧困認識にもとづいて行われる処遇であるということ共通している。貧民矯正型シェルターが個人主義的貧困認識にもとづき、ホームレスの人々に対する矯正を一義的としているのに対し、同じ個人主義的貧困認識にもとづきながら棄民収容型シェルターでは「自立」に対する期待もなく、あきらめをもって処遇される。いずれにせよ個人主義